

2022年5月13日

各 位

会 社 名 日本電計株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 幸哉
(コード：9908・スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 秋山 昌彦
(TEL. 03-5816-3551)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、一株主様より2022年6月24日開催予定の第77回定時株主総会における議案について、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

II. 本株主提案の内容

1. 議題

- (1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- (2) 自己株式取得の件

2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 「(1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件」

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

役員報酬の報酬限度額については、2017年6月23日開催の定時株主総会で決議され取締役（監査等委員を除く）の報酬額年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額年額50百万円以内で承認をいただいております。

具体的には、取締役の基本報酬月額を決定し、代表権の有無、専務、常務などの役付役員や本部長、副本部長には一定額を加算しております。また役員報酬の世間相場を勘案し、定期的に見直しを行っております。

配当基準、当期純利益基準、社員への賞与月数基準を勘案した業績連動報酬も取り入れております。

一方、コーポレートガバナンスコードへの対応や持続的な企業価値向上を図るため、取締役等へのインセンティブとして株式報酬制度の導入について検討を進めてまいりました。

その結果、会社提案として定時株主総会の第6号議案にて当社取締役（監査等委員である取締役を含みます。）および執行役員を含めた16名を対象に税制適格ストックオプションの導入に向け、上記報酬枠とは別枠で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しストックオプションによる報酬等として100百万円以内、監査等委員である取締役に対しストックオプションによる報酬等として10百万円以内を割当ててを付議することといたしました。

株主総会にてご承認をいただくことを前提に、非金銭報酬として税制適格ストックオプションを付与したいと考えております。

本株主提案である譲渡制限付株式報酬ではなく税制適格ストックオプションを選択した理由は、①当社の社外を除いた取締役（監査等委員を含む）及び執行役員は当社株式を保有し、既に株主目線での経営を行っており、割当時に議決権を保有する必要はないこと、②税制適格ストックオプションが中長期的な業績及び企業価値向上のインセンティブとして当社にとって最も効果的かつ実効性のある制度であると判断したこととあります。

一方、本株主提案の株式報酬枠は当社の実情を鑑みるとあまりにも過大であり、当社の役員報酬の算定方法の決定に関する方針に著しくかい離していることから、本株主提案は受け入れられないと判断いたしました。

2. 「(2)自己株式取得の件」

(1)当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2)反対の理由

当社は株式の流動性が低いことを経営課題の一つとして認識しており、解決策として2022年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を実施いたしました。また、株主様への積極的な利益還元として、2021年10月28日付けで発表しましたとおり、2022年3月期の期末配当において実質的な増配を行う予定であります。

自己株式の取得も中長期的な株主還元の有用な一手段と認識しており、当社定款第7条には、取締役会の決議によって自己株式の取得ができる旨の定めが置かれていますので、株主総会でご決議いただくことなく、機動的に自己株式の取得ができるようになっております。

一方、昨今のコロナウイルスの感染拡大や米中貿易摩擦、ロシアのウクライナ侵攻など当社を取り巻く事業環境は不透明さを増しており、このような事業リスクに備えるためにも相応の内部留保を確保しておく必要があります。また企業価値向上のための戦略的な投資を行う際にも自己資本と他人資本との財務バランスを考慮する必要があると考えております。

然しながら、本株主提案は当社の実情を鑑みるとあまりにも過大な自己株式の取得額となっており、受け入れられないと判断いたしました。

今後も引き続き業績向上を図り、株主の皆様へ積極的に株主還元を図ってまいります。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま記載しております。

第1 提案する議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 2 自己株式取得の件

第2 議案の要領及び提案の理由

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の定時株主総会において、年額400百万円以内(監査等委員を除く)、監査等委員である取締役の報酬額年額50百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し新たに年額400百万円以内、付与株式数の上限307,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、監査等委員である取締役に対し、新たに年額50百万円以内、付与株式数の上限38,400株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、それぞれ付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年以内とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入されておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役(監査等委員である取締役を含む)とするのみならず、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職者に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

2 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数780,000株、取得価額の総額金1,014,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

以上